

携帯電話等エリア整備事業

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

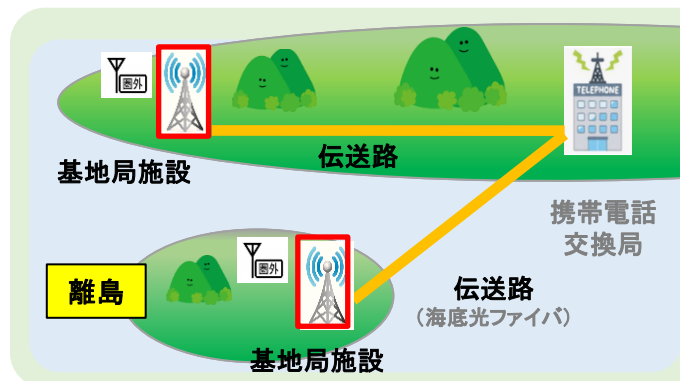
補助メニュー	補助内容	補助率			
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	整備主体：地方公共団体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等			
高度化施設整備 (5G)	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合	【1社整備】		【複数社整備】	
		国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3

※離島の場合、補助率はかさ上げ(1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4)

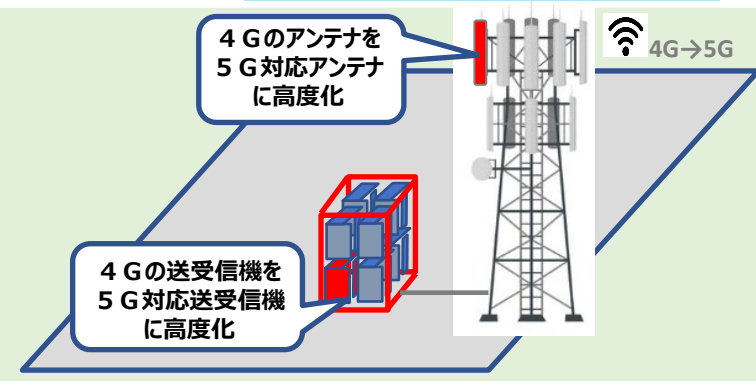
※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



令和7年度予算額 情報通信インフラ整備加速化パッケージ 39.9億円の内数
令和6年度当初予算額：78.0億円の内数、令和6年度補正予算額：26.2億円の内数